第1号様式(第3関係)

豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

平成29年2月6日(月)

午前10時から午前10時30分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員:浅井恵子(とよやま女性の会 会長)

安藤茂市(尾張中央農業協同組合 代表理事組合長)

伊神憲司(名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長)

岡島敬司(元区長)

河村君枝(豊山町心身障害者福祉協会 役員)

小 坂 芳 則 (セントライ青果株式会社 代表取締役社長)

永 井 憲 和 (東濃信用金庫 豊山支店 支店長)

永田振一(愛知銀行 豊山支店 支店長)

細 野 清(豊山町商工会 会長)

事務局:服部正樹(町長)

安藤光男(総務部長)

小川 徹 也 (総務課長)

林 真 吾 (総務・人事係長)

水 野 将 徳 (総務・人事係主査)

4 欠席者

委員:小塚美知子(一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部 豊山グループ長)

5 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 特別職の報酬等について

5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 平成28年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体(町)における特別職・議会議員報酬等一覧表 (平成28年4月1日現在)
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等(平成28年度見込み)

6 議事内容

総務課長	改めまして、おはようございます。定刻より若干早いですけれども、
	小塚委員にはあらかじめ欠席の連絡をいただいておりますので、ただい
	まから、豊山町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。
	私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の小川と申し
	ます。どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは、まず初めに、委員の皆様に委嘱状の伝達を行います。
	委嘱状につきましては、自席においてお渡しさせていただきますので、
	順次、お受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。
	(辞令伝達)
総務課長	それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。
	委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。
	浅井委員でございます。(以下、名簿順に紹介)
	次に、町側の出席者を紹介させていただきます。
	服部町長でございます。(以下、名前を読み上げて紹介)
	よろしくお願いします。
	ここで、町長からごあいさつを申し上げます。
町 長	皆様、改めまして、おはようございます。
	平素から、町行政につきまして、ご支援、ご協力を賜っておりますこ
	とを、厚く御礼を申し上げさせていただきます。

本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額につきましては、本審議会の答申に基づき、昨年度、引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用しております。

本日の諮問は、平成28年の人事院勧告における給与改定率、近隣市 町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、現行と同額と する案といたしております。

本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、 最終的な答申をいただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、十分に検討いただきますよう、よろ しくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていた だきます。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

総務課長

それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の配付物として、次第1枚、委員名簿が1枚ございます。事前に お渡ししました審議会条例が1枚、資料1から資料4までをまとめたも のが1部です。

落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお 願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではここで、担当から審議会条例の概要につきまして、ご説明申 し上げます。

事 務 局

それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例につきまして、私の方から、 説明させていただきます。

お手元の条例をご覧ください。

第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議 するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。

第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容としましては、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。

第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内と

<u> </u>	
	し、また、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要の
	つど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。
	第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等につい
	て規定したものでございます。
	なお、法改正によって、今まで一般職であった教育長の身分が特別職
	となっており、先ほど説明させていただきましたとおり、新たに教育長
	の給与についても本審議会の対象となっております。ただし、現在の教
	育長に限り、任期が満了する日までは、一般職のままの取扱いとなりま
	すので、今年度の審議対象には含まれておりませんのでご了承いただき
	ますようよろしくお願いします。
	以上で、条例の説明を終わります。
	なお、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございますの
	で、その点について、重ねてご協力お願い申し上げます。
総務課長	それでは次に議題に入らせていただきます。ただいまご説明申し上げ
	ました、豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、
	会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。
	ただ今の出席の委員は、10名中9名でございますので、会議は成立
	しております。
	次に、条例第4条の規定に基づき、会長の選任をお願いしたいと思い
	ます。
	会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員
	より推薦をお願いしたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。
A委員	B委員にお願いしたいと思い、推薦します。
総務課長	A委員の方からB委員のご推薦がありましたが、皆様いかがでしょう
	カゝ。
委員	(異議なしの声)
総務課長	ありがとうございます。
	異議なしという声がありましたので、B委員に会長をお願いしたいと
	思います。
	B委員は、会長席に移動をお願いします。
	それでは、誠に恐縮ではございますが、会長からごあいさつをお願い
	いたします。
会 長	改めて、おはようございます。今、ご推挙いただきました、Bでござ
	います。どうぞよろしくお願いします。
<u>I</u>	

総務課長	ありがとうございました。
	ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正につきまして、諮問
	書をお渡しいたします。
町 長	(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員
	に諮問書の写しを配付)
	<諮問内容>
	豊山町特別職報酬等の額の改正について (諮問)
	豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項につ
	いて審議会の意見を求めます。
	記
	1 特別職の報酬等について
	現行と同額とする。
	(現行の月額)
	町 長 給料月額 829,000円
	副町長 給料月額 685,000円
	議長 報酬月額 377,000円
	副議長 報酬月額 302,000円
	常任委員会委員長 報酬月額 292,000円
	議員 報酬月額 282,000円
総務課長	ここで、ただいまの諮問案につきまして、担当からご説明を申し上げ
	ます。
事務局	それでは、諮問案につきまして、私の方から説明させていただきます。
	今、お配りさせていただきました諮問案につきましては、今から述べ
	る3点に基づき作成しております。
	1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映です。
	平成28年の人事院勧告では、民間給与との較差等に基づき0.2%
	を増額改定するという内容になっております。
	詳しくは、また、後ほど改めて説明させていただきます。
	2点目は、近隣自治体における改定状況であります。
	この諮問案を作成するにあたりまして、北名古屋市をはじめ近隣の市
	町9市町に対して、報酬等の改定状況を確認した結果、8団体が「平成
	28年人事院勧告の反映は行わないため据置」、残りの1団体が「人事院
	勧告の内容を反映」という回答をいただいております。
	3点目は、本町における過去の改定状況であります。

T-	
	減額改定となりました平成26年の人事院勧告の給与改定率の反映に
	つきまして、こちらについては激変緩和の経過措置によりまして、平成
	29年度末までは現在の月額が保障されることから、また、増額改定と
	なりました平成27年の人事院勧告の給与改定率の反映につきまして
	は、近隣市町の多くが改定を見送っていたことから、昨年度開催しまし
	た審議会におきまして、諮問どおり、据置という内容で答申をいただい
	ております。
	以上3点を踏まえまして、本諮問案は、現行と同額としております。
	以上で説明を終わらせていただきます。
総務課長	ここで、審議をしていただく前に、町長は一時退席いたしますので、
	よろしくお願いいたします。
	(町長退席)
総務課長	それでは、特別職の報酬等についてご審議をお願いいたします。議事
	の取り回しにつきましては、会長にお願いいたします。
会 長	それでは、審議を進めさせていただきたいと思います。
	今、お手元の方には、服部町長からお預かりしました諮問書の内容が
	書かれた資料があり、一部説明がありましたが、改めて、説明をいただ
	きたいと思いますので、事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、お配りさせていただきました、A4横の左上に資料1と書
	いてある4枚綴じの資料をご覧ください。こちらに沿って説明させてい
	ただきます。
	資料1につきましては、人事院勧告における一般職の給料改定率に関
	する資料であります。
	平成28年の人事院勧告における民間給与との較差等に基づく「一般
	職の改定率」は、0.2%の増額でした。
	この改定率は、民間給与と国家公務員全体との格差に基づくものでは
	なく、国家公務員のうち一般職の職員と民間給与との格差に基づく平均
	改定率であります。
	なお、平成26年及び平成27年の人事院勧告における給料改定率に
	つきましては、過去の報酬審議会におきまして、反映を見送っているた
	め、併せて表記しております。
	例年、人事院は、民間給与との較差分について、給与に反映するよう
	勧告を行っておりますが、平成26年につきましては、官民較差の0.
	3%の増額改定のほか、給与制度の総合的見直しによって、地域の民間

給与水準を踏まえて、地域間及び世代間の給与配分を見直すため、併せて2.0%の減額改定も勧告されております。

過去の改定実績につきましては、一昨年度の報酬審議会で増額の答申をいただいた常任委員会委員長を除き、平成23年度の報酬審議会における答申に基づいて、資料下段の表の一番左側にお示しした現行月額を平成24年4月1日から適用しております。

現在の金額につきましては、諮問案にありますとおり、町長829,000円、副町長685,000円、議長377,000円、副議長302,000円、常任委員会委員長292,000円、議員282,000円、以上となっております。

なお、町長の給料につきましては、平成25年8月6日から、給料の特例に関する条例に基づき、給料月額を10%カットしておりますので、 実際の支給額は異なる点をご了承ください。

資料下段の表の中ほどにある参考月額につきましては、平成26年から平成28年までの人事院勧告における給料改定率を反映させた金額となっております。こちらを計算しますと月額としてはマイナスになっておりますが、先程説明させていただきました平成26年度の給与制度の総合的見直し分の2.0%の減額改定につきましては、現給保障という、現在の給料月額を保障する制度により、給料月額は減っていますが、実際の支給額にはマイナスが生じておりません。

一枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。

資料2は、平成3年10月1日から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表となっております。最新の改定実績は、先程説明させていただきましたが、平成24年4月1日となっております。なお、ここで言う改定率は、人事院勧告における平均改定率ではなく、実際の支給ベースの改定率を表記しております。

一枚めくっていただきまして、資料3をご覧ください。

尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町があります。この資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、平成28年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表であります。参考に行政規模を比較するための、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。

町長の給料月額は、最大で885,000円、最小で本町の829,000円まで、56,000円の差があります。

	副町長では、その差は31,000円、議長では、12,000円、
	副議長では、19,000円、常任委員会委員長では、19,000円、
	議員では12,000円の差がそれぞれあります。
	もう一枚めくっていただきまして、最後ですが、資料4をご覧くださ
	V'o
	資料4は、本町における特別職、議員の報酬年額等の今年度見込みに
	ついて一覧表にしたものであります。
	平成28年の人事院勧告では、一般職の勤勉手当の支給率が0.1月
	分引き上げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じま
	して、同じく0. 1月分の引き上げを行っております。
	この結果を受けまして、本町におきましても、平成28年11月の臨
	時議会におきまして、一般職の勤勉手当の支給率及び特別職の期末手当
	の支給率を引き上げる条例改正を行っております。
	以上簡単ではありますが、資料の説明を終わらせていただきます。
会 長	ありがとうございました。
	ただ今、事務局の方から内容について資料に基づいて説明がありまし
	たけれども、ここで、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をいただ
	きたいと思います。
A 委員	わかればで結構ですけれども、町長は毎日忙しく、休日でも行事等が
	あるかと思いますが、一般的に議員の場合は定例会が何日かあって、あ
	とそれ以外に大体どれくらい拘束されるのか、1年365日のうちどれ
	くらい議員活動があるのか教えていただきたい。
会 長	事務局、お願いします。
事務局	議員につきましては、基本的には定例会、臨時会ついては当然拘束さ
	れます。委員会を開く場合についても拘束されます。あとにつきまして
	は、議員各自の議員活動ということになりますので、特に拘束されると
	いうものではございません。ただ、議員が揃って町で行われる行事に参
	加する場合は拘束されるものと考えております。ですから、何日くらい
	ということになりますと、定例会、臨時会以外は個別のことになります
	から把握はしておりません。
A委員	ありがとうございました。
会 長	他にありませんか。
A 委員	特例のなかで町長の給料を1割カットとあるが、これは継続されると
	いうことですか。

 事務局 ただいまの町長の給料の減額の条例につきましては、条例の期限が平成29年8月5日までということになっております。ですので、条例の効力のある少なくても平成29年8月5日まではこの減額で行くということでございまして、町長からは、まだ承っていませんが、もし、町長が更に引き続き減額するというご意思があれば、6月議会で新たな条例案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取りになるかと考えております。 会長 他によろしいでしょうか。特になければ意見をまとめるということで、答申の内容について、これについてどうという意見はありませんでしたので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。 委員 (異議なしの声) 会長 参り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 会校申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答中を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 く 会長が答申書を朗託し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) く答申内容> 豊山町特別職類翻等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。 記 		
効力のある少なくても平成29年8月5日まではこの減額で行くということでございまして、町長からは、まだ承っていませんが、もし、町長が更に引き続き減額するというご意思があれば、6月議会で新たな条例案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取りになるかと考えております。	事務局	ただいまの町長の給料の減額の条例につきましては、条例の期限が平
ことでございまして、町長からは、まだ承っていませんが、もし、町長が更に引き続き減額するというご意思があれば、6月議会で新たな条例案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取りになるかと考えております。		成29年8月5日までということになっております。ですので、条例の
が更に引き続き減額するというご意思があれば、6月議会で新たな条例案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取りになるかと考えております。		効力のある少なくても平成29年8月5日まではこの減額で行くという
案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取りになるかと考えております。		ことでございまして、町長からは、まだ承っていませんが、もし、町長
になるかと考えております。		が更に引き続き減額するというご意思があれば、6月議会で新たな条例
 A 委員 ありがとうございました。 会 長 他によろしいでしょうか。特になければ意見をまとめるということで、答申の内容について、これについてどうという意見はありませんでしたので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。 委 員 (異識なしの声) 会 長 繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会 長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) 〈答申内容〉 豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。 		案を議会に提出しまして、議会の承認を得たら、また減額という段取り
会 長 他によろしいでしょうか。特になければ意見をまとめるということで、答申の内容について、これについてどうという意見はありませんでしたので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。		になるかと考えております。
答申の内容について、これについてどうという意見はありませんでしたので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。 委員 (異議なしの声) 会長 繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	A委員	ありがとうございました。
ので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。 委員 (異議なしの声) 会長 繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) く答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	会 長	他によろしいでしょうか。特になければ意見をまとめるということで、
ようか。 委員 (異議なしの声) 会長 繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) 〈答申内容〉 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		答申の内容について、これについてどうという意見はありませんでした
		ので、承認ということでこのとおり進めさせていただいてよろしいでし
会 長 繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。		ようか。
で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまとめさせていただきます。 総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	委員	(異議なしの声)
総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	会 長	繰り返しになりますけれども、前年同様ということで据置という内容
総務課長 今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		で諮問がありましたが、今年度についても前年どおりということでまと
りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 会 長 それでは休憩に入ります。 (答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		めさせていただきます。
会長 それでは休憩に入ります。	総務課長	今から、ご審議いただきました答申案について、事務局で作成して参
会 長 それでは休憩に入ります。		りますので5分ほどお待ちいただきまして、5分後再開とさせていただ
(答申書作成) (町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		きたいと思いますので、よろしくお願いします。
(町長再出席) 総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	会 長	それでは休憩に入ります。
総務課長 会議を再開させていただきます。 それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		(答申書作成)
それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		(町長再出席)
町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろしくお願いします。 会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	総務課長	会議を再開させていただきます。
 くお願いします。 会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) 〈答申内容〉 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。 		それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対しまして、会長から豊山
会 長 (会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付) < 答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		町特別職報酬等審議会の答申を町長に提出していただきますようよろし
に答申書の写しを配付) <答申内容> 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		くお願いします。
〈答申内容〉 豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。	会 長	(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員
豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申) 平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意 見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のと おり答申します。		に答申書の写しを配付)
平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意 見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のと おり答申します。		<答申内容>
見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。		豊山町特別職報酬等の額の改正について(答申)
おり答申します。		平成29年2月6日付けで諮問のありました、当審議会に対して意
		見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のと
記		おり答申します。
		記

	1 特別職の報酬等について
	現行と同額とする。
町 長	ありがとうございました。
会 長	事務局、その他、何かありますか。
事 務 局	特にございません。
会 長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
委 員	(特になし)
会 長	それでは、大変ご協力ありがとうございました。これで会長の役を降
	りさせていただきます。ありがとうございました。
総務課長	大変長い時間にわたりまして、ご審議いただきまして誠にありがとう
	ございます。
	本日の審議会につきましては、これをもちまして終了とさせていただ
	きます。
	ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。
町 長	皆様ご審議いただき、特別職報酬等審議会の答申をいただきまして、
	誠にありがとうございました。我々も、心新たにしながら、答申を尊重
	し、進めて参りたいと思っております。
総務課長	最後になりましたが、本日の会議におきます報酬をお支払いしたいと
	思いますので今しばらく自席でお待ちいただきますようよろしくお願い
	します。
	本日は誠にありがとうございました。